

教員養成セミナー11月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第2回◆教育原理②－A  
I.特別支援教育の歴史と定義等

講師：大西 圭介

# テーマ1

## 特別支援教育の歴史と理念

特別支援教育は、もともと「**特殊教育**」と呼ばれてきた教育を継承・発展するものとして誕生した。

**特殊教育**は、1947年に開始された。教育基本法と学校教育法が制定され、**盲学校と聾学校への就学の義務化**と**養護学校が制度化**された。ただし、重度の障害のある者に対しては、**就学の免除や猶予**が認められており、多くの場合就学が許可されなかった。1978年に就学免除・就学猶予が原則として廃止となり、翌年**養護学校の就学義務化**となった。

「特殊教育」では、**障害の種類や程度に応じて**盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、**手厚くきめ細かい教育を行うこと**に重点が置かれてきた。（中略）現在、小・中学校において通常の学級に在籍する**LD・ADHD・高機能自閉症等**の児童生徒に対する**指導及び支援が喫緊の課題**となっており、「**特別支援教育**」においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うもの

特別支援教育に関する中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日）

# テーマ1

## 特別支援教育の理念

### 特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

# テーマ1

## 特別支援教育の理念

### 特別支援教育とは

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、**知的な遅れのない発達障害も含めて**、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する**全ての学校**において実施されるものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

# テーマ1

## 特別支援教育の理念

### 特別支援教育とは

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ**様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会**の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

## テーマ2

# 障害の程度

## テーマ2

# 障害の区分(学校教育法施行令第22条の3)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## テーマ2

# 発達障害の定義（発達障害者支援法 第2条） とその特徴

区分	障害の程度
自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類される。
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。